

国立大学法人電気通信大学在宅勤務細則

制定 平成27年3月26日細則第25号
最終改正 令和3年4月14日細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）及び国立大学法人電気通信大学非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「非常勤勤務時間規程」という。）の規定に基づき、職員の在宅勤務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「在宅勤務」とは、職員が通常の勤務場所を離れて、情報通信機器等を利用して通常の勤務場所と同等の業務を行うことができる環境が整備された当該職員の自宅（介護等その他やむを得ない事情がある場合にあつては、自宅に準じる場所等）において、勤務を行うことをいう。

(適用対象者)

第3条 在宅勤務を希望することができる職員は、自宅等において通常勤務場所と同等の業務を行える職員とする。

(在宅勤務の手続き等)

第4条 在宅勤務を希望する職員は、在宅勤務を開始する日の前日（在宅勤務の開始日から終了予定日までの期間が1月以上継続する場合にあつては2週間前）までに、在宅勤務実施計画書を学長に提出し、承認を得なければならない。

2 学長は、別に定めるところにより、前項の申し出に関する諾否について、本学の役員又は職員に委任することができる。

3 学長又は前項の規定により委任を受けた者（以下「承認権者」という。）は、第1項の申し出があつた場合に、業務に支障がないと認めるときは、在宅勤務を承認するものとする。

4 承認権者は、在宅勤務の承認を受けた職員（以下「在宅勤務者」という。）に在宅勤務における業務内容の報告を求めることができる。

5 在宅勤務者は、前項の報告を求められたときは、速やかに承認権者に報告を行うものとする。

6 第3項の承認について、必要な事項は、各部局等で別に定める。

(在宅勤務の期間)

第5条 在宅勤務の期間は、4月1日から翌3月31日の範囲内とする。

2 前項の在宅勤務の期間は、原則として1日単位とする。ただし、業務上やむを得ない事情があると承認権者が認めるときは、半日（午前又は午後）を単位とすることができる。この場合において、所定労働時間内の自宅と勤務先の移動時間については、労働時間とみなす。

(在宅勤務の勤務管理)

第6条 在宅勤務者の所定勤務時間、休日及び休暇は、勤務時間規程及び非常勤勤務時間

規程の定めるところによる。

- 2 在宅勤務者は、在宅勤務を実施した日の始業時刻及び終業時刻を勤務状況管理システムに打刻するものとする。
- 3 承認権者は、原則として時間外労働、休日労働及び深夜（22時から5時）労働を命じることはできない。ただし、業務の都合上やむを得ない場合は、労使協定の範囲内で命じることができる。
- 4 教育研究職員（裁量労働制適用者）である在宅勤務者が、業務の都合でやむを得ず休日及び深夜に勤務する場合は、事前に所定の手続により学長の許可を得るものとする。
（在宅勤務の取消）

第7条 承認権者は、在宅勤務者が在宅勤務の期間中において勤務実績がない又は申し出と異なる不適切な勤務をした場合には、在宅勤務の承認を取り消すことができる。
（休暇の取得）

第8条 在宅勤務者は、在宅勤務日において年次有給休暇の取得若しくは病気休暇又は特別休暇の請求をするときは、所定の手続きにより承認を受けるものとする。
（研修、出張及び兼業の取扱い）

第9条 在宅勤務者は、国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）及び国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則並びに国立大学法人電気通信大学教育研究職員の就業の特例に関する規程第9条の定めるところにより研修を行うことができる。

- 2 学長は、就業規則等の定めるところにより在宅勤務者に対して出張を命じることができる。
- 3 前2項の場合において、妊娠中の在宅勤務者に、研修を承認し、又は出張を命ずる場合は、学長は、母体又は胎児の健康保持に影響がないよう留意して行うものとする。
- 4 職員は、在宅勤務日において「国立大学法人電気通信大学職員兼業規程」の定めるところにより兼業を行うことができる。
（通勤手当の取扱い）

第10条 在宅勤務者が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。
（業務上の災害補償）

第11条 在宅勤務者が、業務を原因（業務遂行性と業務起因性の両方が認められるものに限る。）として災害を被った場合は、就業規則等に定める業務上の災害補償と同じ取扱いとする。
（情報セキュリティ対策及び費用負担）

第12条 在宅勤務時の情報セキュリティ対策については、本学が定めている情報セキュリティポリシー等に準ずるものとする。

- 2 在宅勤務に伴って発生する光熱費、通信費等の費用は、在宅勤務者の負担とする。
（雑則）

第13条 この細則に定めのない事項については、就業規則、勤務時間規程及びその他の関係規程の定めるところによるほか、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日細則第28号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年12月25日細則第13号）

（施行期日）

1 この細則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細則の施行の際、現にあるこの細則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この細則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この細則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和3年4月14日細則第1号）

1 この細則は、令和3年6月1日から施行する。

- 2 この細則施行に際し、現に改正前の規定により在宅勤務の承認を受けた職員は、改正後の細則に基づき、在宅勤務の承認を受けた職員とみなす。